

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成15年10月10日発行

Vol.2

第6回

合併協議会の報告・協議
・提案事項について

三町村長から「田沢湖」「角館」を 連ねた名称案が提案されました。

九月二十六日、午後一時三十分から角館町大安閣で開催されました。

当日は委員二十八人全員が出席。協議は、協議案第五号「新自治体の名称について」（継続協議）と前回の協議会で提案された協議案七件、今回追加提案された協議案第六号「新自治体の事務所的位置について」（継続協議）の、合計九件について行われました。

傍聴者も七十人を超え、新自治体の名称について、どのような方向性が出されるのか関心が高く、会場は熱気に包まれました。



どのような名称案が出されるか、多くの傍聴者の関心が高まる

今回の協議会の報告事項、協議内容、提出された協議事項は、次のとおりです。

【報告事項】

報告第十七号

「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の変更について」
堀川委員長から、委員長職辞任の届けが提出され、小委員会では全会一致で受理されました。

後任の委員長・副委員長の選任が行われた結果、新委員長に山本陽一副委員長が、副委員長に小松直委員が選任されました。

報告第十八号

「議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について」
山本委員長から、

「九月十二日午後一時三十分から第四回小委員会を、西木村総合開発センターを会場に開催いたしました。

今回は三町村の農業委員会会長より意向を伺い、その後検討するという予定でしたが、事前に三会長より連名で要請書が、合併協議会会長に

提出されました。

要請の内容は、

合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置し、任期の残任期間平成十七年七月十九日まで在任する特例（農業委員会等に関する法律第三十四条第一項）を使用したい。その後は一つの農業委員会に統合する。

合併後一人の農業委員の担当地域も広域化するため、新規の農業委員会の定数は三十人をお願いしたい。

旧町村単位の選挙区を設置してほしい等。

それらも参考に意向を伺い、委員で検討を行いました。

今回の委員会は十月十日に行い、委員会としての最終報告をまとめ、



山本委員長より小委員会の報告が行われる

十月の協議会に報告する予定である。」との報告がありました。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）……………

「新自治体の名称について」

三町村長より新たに次のような提案が出されました。

新自治体の名称については、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされておりました。本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第二回の合併協議会か



新名称案を提案する佐藤会長

らこのことについての協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。

これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、第三回の合併協議会において確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされております。

こうした中、会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の三町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合った結果、三町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしました。

新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。

新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする田沢湖町、角館町、西木村の三町村にあつては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位

置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この三町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産と言つことができます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもつて全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されておられ、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴

史・文化資産などにより、それぞれに特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択であると判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化のなかで、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、歴史と伝統文化の角館地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることを提案いたします。

(協議結果)

三町村長からの提案を受け、協議に入りましたが、委員からは、「どちらを先にするのか、はつきり提案すべき」、「西木の名称も入れるべきではないか」、「以前とったアンケートの結果はどうなるのか」、「議会に持ち帰り、次回まで検討したい。」という意見・質問が出されました。

この協議を踏まえ、継続して協議することと確認しました。



新たな名称案について、各委員から次々と質問が出される

協議案第六号(継続協議)

「新自治体の事務所の位置について」この協議案についても、三町村長より新たに次のような提案が出されました。

新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と密接な関連があるため、第二回協議会で提案した

後、名称が決定するまでは協議を行わないこととしておりました。

今回、田沢湖町、角館町、西木村の三町村長が一致して、新自治体の名称について提案することとなりましたが、名称の協議の中で新自治体の事務所の位置についても検討を行った結果、次のとおり事務所の位置を追加提案することといたしました。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田四十七番地(現西木村役場)とする。

現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

(協議結果)

新たな提案を受け、委員からは「新自治体の名称が決まってからの提案でいいのではないか。」という意見が出されましたが、庁舎の位置についても、名称と同じように重要な案件であるので、一緒に提案すべきであると三町村長の意見は一致し

ているとの答弁があり、この件についても、継続して協議することと確認しました。



事務所の位置について、質問が出される

協議案第十七号

「慣行の取扱いについて」

調整方針についての意見が出されましたが、調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第十八号

「各種事務事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第十九号

「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」

「観光を基軸とし、新市と類似した団体との交流も考えてほしい」等の意見が出されました。その意見も踏まえ、調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第二十号

「広報広聴関係事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第二十一号

「交通安全関係事業の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第二十二号

「窓口業務の取扱いについて」調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第二十三号

「高齢者福祉事業の取扱いについて」三町村独自の高齢者関係事業については、是非継続してほしい等の意見が出されました。その意見も踏まえ、調整案のとおりとすること、確認しました。

協議案第十七号から第二十三号までの調整案については、四・五ページの第五回協議会文中、提案事項をご覧ください。

提案事項(次回協議事項)

協議案第二十四号

「条例・規則等の取扱いについて」条例・規則については、合併と同時に施行させる必要のあるもの、

新市の条例・規則が制定されるまで暫定的に旧町村の条例を引き続き施行させるものと、合併後、新市長が決まってから制定し施行するもの三種類があります。

なお、条例・規則等の制定にあたっては、協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、整備されることとなります。

協議案第二十五号

「公共的団体等の取扱いについて」公共的団体とは、農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等公共的活動を営むすべての団体を指します。

これらについて、三町村共通の団体については、できる限り合併時に統合できるように調整されることとなります。ただし統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整されます。

第5回 合併協議会の報告・協議 提案事項について

八月二十九日、午後一時三十分から西木村総合開発センター集会室で開催されました。

提出された報告事項、協議事項は、次のとおりです。

報告事項

報告第十五号及び報告第十六号の

内容については、協議会だより九月一日号、五ページ小委員会報告をご覧ください。

「第三回小委員会の各町村議会の意向について」

田沢湖町議会

在任特例を一年六か月使いたい。議員定数については、話し合っていない。

角館町議会

特例を使わずに合併後五十日以内に市長選と同時に選挙を行う。議員定数については、最初は二十二人で、二十四人、二十二人と削減していくべき。

西木村議会

在任特例を使いたい。期間については、協議していないが、二年、一年六か月にはこだわらない。議員定数については、二十三人から二十五人程度と考えている。

協議事項

協議案第五号（継続協議）

「新自治体の名称について」（協議結果）

委員からあくまでも現在の名称がよいとの発言や、対等合併なので、新しい名称の方が良いのではないかと、また現在の名称を組み合わせても良いのではないかとの意見が出さ

れ、次回の協議会で決定の方法について三町村長で話し合い、提案するということが確認しました。

提案事項（次回協議事項） 第五回の協議会から次回協議する事項を提案し、次の協議会までに委員に検討していただくことになりました。

協議案第十七号

「慣行の取扱いについて」 新市章、新市憲章、新市の花・木等について、また、各種宣言や新市民歌についても新市において定めることとなります。

さらに、表彰制度についても新市発足後に新たな制度を創設することになります。

協議案第十八号



五城目町からの視察の方々を含め、80人以上の傍聴者で、会場があふれる

「各種事務事業の取扱いについて」 各種事務事業については、次の事項に留意して住民サービスの低下を招かないよう配慮しながらその一元化に向け調整を図ることとなります。

三町村が実施している同一あるいは類似の事務事業については、合理化、効率化に向け調整されます。三町村が実施している独自の事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整されます。各種事務事業の取扱いについては、次の二十九の細目に分かれています。

- 一 国際交流・広域交流事業
- 二 電算システム事業
- 三 広報広聴関係事業
- 四 納税関係事業
- 五 消防防災関係事業
- 六 交通安全関係事業
- 七 窓口業務
- 八 保健衛生事業
- 九 障害者福祉事業
- 十 高齢者福祉事業
- 十一 児童福祉事業
- 十二 保育事業
- 十三 生活保護事業
- 十四 その他の福祉事業
- 十五 健康づくり事業

- 十六 ごみ収集運搬事業
- 十七 環境対策事業
- 十八 農林水産関係事業
- 十九 商工・観光関係事業
- 二十 勤労者・消費者関連事業
- 二十一 建設関係事業
- 二十二 上・下水道事業
- 二十三 市(町村)立学校の通学区域
- 二十四 学校教育事業
- 二十五 文化振興事業
- 二十六 コミュニティ施策
- 二十七 社会教育事業
- 二十八 社会福祉協議会
- 二十九 その他の事業

これらの事務事業の取扱いについては、各専門部会等での摺り合わせが終了次第、順次協議会に提案してきます。

協議案第十九号

「国際交流・広域交流事業の取扱いについて」

姉妹都市提携・友好都市提携など三町村で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこととなります。

現在国内交流、国際交流を行っている所は次のとおりです。

田沢湖町

- 『姉妹都市』
- ノルウェー王国オップダル市

- (山岳観光資源による縁)
- 『姉妹湖』
- 台湾高雄市 澄清湖
- (民間親善交流による縁)

角館町

- 『姉妹都市』
- 長崎県大村市(戊辰戦争による縁)
- 『友好都市』
- 香川県さぬき市
- (解体新書による縁)
- 『有縁友好都市』
- 茨城県金砂郷町
- (佐竹北家による縁)
- 『防災協定締結都市』
- 茨城県高萩市、山形県新庄市
- (戸沢氏による縁)

協議案第二十号

「広報広聴関係事業の取扱いについて」

現在三町村で発行している広報紙等については、発行日等に違いがあるので、合併までに調整し発行することになります。ホームページについても新市において開設することになります。また、その他の広報広聴関係事業については、新市において調整することになります。

協議案第二十一号

「交通安全関係事業の取扱いについて」

交通安全計画については、新市において新計画を策定することとなります。なお、新計画が策定されるまでの間は、現在の計画を新市に引き継ぎ、運用することになります。その他の交通関係事業については、新市において調整することになります。

協議案第二十二号

「窓口業務の取扱いについて」

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないように調整するように努めます。電算については、合併時までに調整することになります。また、諸証明等の発行や手数料等は三町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継がれることとなります。

協議案第二十三号

「高齢者福祉事業の取扱いについて」

老人保健福祉計画については、新市において新計画を策定することになります。また高齢者福祉事業の各制度については、サービスの低下を招かないように調整されます。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金になるように調整することになります。

その他として、新市将来構想(素案)を委員の皆さんに示して、検討していただくことにしました。

職員が市町村合併に對する知識の向上と意識の高揚を図る。

九月二日(火)・三日(水)の二日間の日程で「田沢湖・角館・西木合併協議会構成町村全職員研修会」が開催されました。

この研修会は市町村合併に向け、構成三町村職員の合併に対する知識の向上と意識の高揚を図る目的で開かれたものです。

二日は角館町榊細工伝承館を会場に、職員、議会議員、協議会委員約百七十人が、また翌日の三日は田沢湖町役場第一会議室を会場に、約百四十人が出席しました。



約170人が出席し、川尾氏の話に耳を傾ける
(9月2日/角館町榊細工伝承館)

講師には、総務省自治行政局合併推進課川尾正嗣課長補佐と今年の四月一日に合併したばかりの熊本県中球磨（なかくま）五か町村合併協議会（現あさぎり町）平野正見元事務局長の二人を迎え、川尾補佐からは「地方分権の推進と市町村合併について」と題して、全国の市町村合併の現状や、なぜ合併しなければいけないのか、合併した場合の国の支援策などを中心に講演が行われました。



2日目の研修会にも多くの職員が、出席した（9月3日/田沢湖町役場）

また平野元事務局長からは「あさぎり町の合併と町づくりについて」と題して、合併までの苦労話や職員としての心構え、合併までやっておかなければならないことなど、ユーモアを交え講演が行われました。参加した職員達は、合併に向けて、

第4回 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会
 九月十二日西木村総合開発センターにおいて、開催されました。



三町村の農業委員会会長から意見を伺う

全国の実情や先進地の生の声を聞くことができ、有意義な研修会となりました。



あさぎり町の合併について話す平野氏（9月3日/田沢湖町役場）

（会議の詳細については、一〇二ページの小委員会報告に掲載しております。）



委員から、特例や要請書に関する質問が積極的に出された



第7回 合併協議会

10月24日(金)
 午後1時30分から
 田沢湖町
 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。
 皆さんの傍聴をお待ちしています。



協議会だより第二号を発行しました。今号より、協議会の様子を皆さんにいち早くお知らせできるように、協議会の翌月十日頃に発行するようにいたします。

合併協議会では、皆さまからの、ご意見等も、お待ちしております。どうぞお寄せください。

編集・発行/田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47
 TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934
 HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>